

地域建設業経営強化融資制度について

制度の目的及び特徴

目的

この制度は、中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含め、流動化を促進することにより、建設業の金融の円滑化を推進することを目的としています。

特徴

受注者（元請業者）は、(株)建設経営サービス（東日本建設業保証(株)100%子会社）等への工事請負代金債権の譲渡について発注者である平塚市から承諾を受け、

- (1) 工事の出来高部分について、(株)建設経営サービス等から、融資を受けることができます。
- (2) 工事の出来高を超える部分については、東日本建設業保証(株)の保証を受け金融機関から融資を受けることができます。

対象となる建設業者

中小・中堅元請建設業者（資本金20億円以下又は従業員が1500人以下）

対象工事

平塚市が発注した公共工事で、出来高が2分の1以上の工事

(対象外工事)

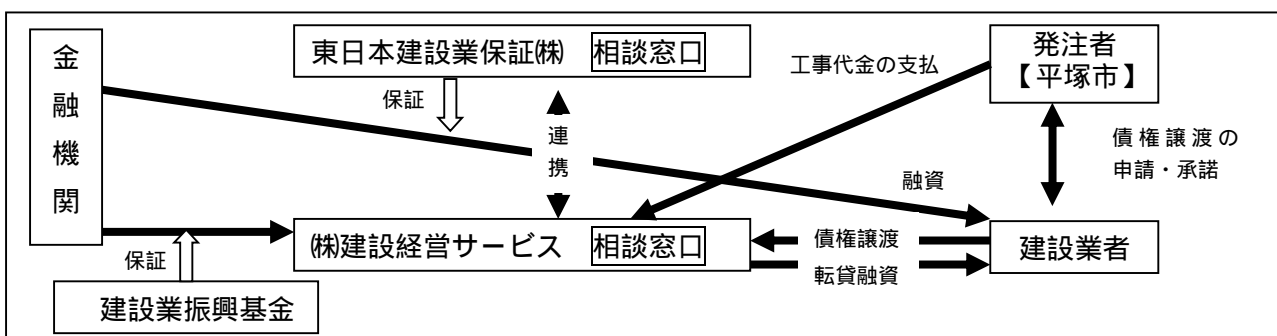
- ・ 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- ・ 債務負担行為等に係る工事（最終年度で年度内終了見込み工事を除く。）
- ・ 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（前年度からの繰越工事で年度内終了見込み工事を除く。）
- ・ 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- ・ その他、平塚市が役務保証を必要とした工事、建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事等

債権譲渡先

現在は、(株)建設経営サービスを含む民間事業者3社及び事業協同組合等38団体（詳しくは(一財)建設業振興基金のホームページを確認してください）

実施時期

平成21年1月20日から令和13年3月末まで



地域建設業経営強化融資制度に伴う債権譲渡事務処理フロー

